

余白に店社番号を記入してください

# 港湾労働者就労状況等報告

(令和 年 月分)

品〇〇〇		① 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者	②①以外の常用労働者	③ 他の事業主からの派遣労働者	④ 日雇労働者	計	⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者	
		月末現在在籍者数	人					人
		当月中就労実人員						
		当月中新規雇用者数						
		当月中離職者数						
当月中の配置転送状況	他の業務から港湾運送の業務へ							
	港湾運送の業務から他の業務へ							
当月中の派遣対象労働者等の数	新たに派遣対象とした数							
	派遣対象から除外した数							
就労延日数	船内作業	日	日	日(日)	日	日	日	
	はしけ作業			( )				
	沿岸作業			( )				
	いかだ作業			( )				
	船舶貨物整備作業			( )				
	倉庫作業			( )				
	合計			( )				
※ ( ) の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に従事した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に従事した延日数を記入してください。								
実施状況	和	人員						
教育訓練			人					

1日でも港湾労働者として就労した人数を記載してください。港湾労働者証の交付を受けていても、**当月中に港湾荷役に従事しなかった場合は計上しません。**

この欄は暦日数ではなく、**港湾労働者の就労した延日数を記入する必要があります。**5名の労働者が全員20日間荷役作業に従事した場合は100日となります(20日ではありません)。5名の就労日数がまちまちの場合はその合計日数になります。また、記入する欄の誤りも散見されます(関連で登録の店社が船内に記入されているなど)。該当する作業欄をご確認ください。

ハローワークで紹介を受けた日雇労働者+直接雇用の合計日数を記入します。雇用安定センターにあっせん申込みした作業種別に日数を記載してください。( ) は内数で直接雇用数です。**あっせん申込みと本報告の担当者が異なる場合、社内で数字の共有をお願いいたします。**

## とても重要！！

港湾労働者証の番号ではなく、**実際の作業種別に沿って記載してください。**例えば、沿岸で登録されている労働者(港湾労働者証が3000番台)が、港湾倉庫で就労した分は「沿岸作業」ではなく「倉庫作業」の欄に計上してください。

定に基づき、令和 年 月分を上記のとおり報告しま

事業主の皆様へお知らせ

港湾労働者就労状況報告等の記入で特に誤りが多い項目についての説明になります。詳細は「港湾労働法の事務手続」P30~34(HW品川HPでダウンロードできます)をご覧ください。提出期限は報告対象の月翌月15日までです。

品川 公共職業安定所長 殿